

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間                    2026年4月1日 ～ 2030年3月31 日までの 5年間

### 2. 内容

目標 : 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す

#### <対策>

- 2026年            4月～    トップによる自社の育児休業取得促進に関する方針の発信と周知
- 2026年            10月～   定期的な労働者の意識調査(職場風土に関するもの)の実施と改善策の実行を開始と継続的取組